

令和4年第1回（3月）

川口市議会定例会

報告事項

令和4年第1回（3月）川口市議会定例会報告事項目次

報告第 1 号	専決処分の報告について（市所有看板による車両損傷事故）…	1
報告第 2 号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	2
報告第 3 号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	3

報告第 1 号

専決処分の報告について

市所有看板による車両損傷事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 市所有看板による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和3年12月17日
- 3 事故発生場所 川口市栄町3丁目10番3号先路上
- 4 損害賠償の相手方 草加市在住
男 性 31歳
- 5 損害賠償の額 473,000円

令和3年12月24日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 2 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- | | |
|------------|-------------------|
| 1 事 故 名 | 公用自動車による車両損傷事故 |
| 2 事故発生年月日 | 令和3年8月4日 |
| 3 事故発生場所 | 川口市西川口1丁目6番1号先路上 |
| 4 損害賠償の相手方 | 東京都葛飾区所在
株式会社A |
| 5 損害賠償の額 | 34,034円 |

令和4年1月12日

川口市長 奥ノ木 信 夫

報告第 3 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和3年8月9日
- 3 事故発生場所 川口市栄町2丁目3番8号先路上
- 4 損害賠償の相手方 栃木県鹿沼市在住
女 性 22歳
- 5 損害賠償の額 55,990円

令和4年1月12日

川口市長 奥ノ木 信 夫